

# 医療区分表 (平成18年7月1日より実施)

平成30年4月1日改定

## ●医療区分3 (○は期間限り有。☆は固定。他算定期間に限り無)

No.	病名(病状)	期間
①	24時間持続点滴を実施している状態	7
10	スモン(右記、国701)	☆
12	医師・看護職員により常時、監視・管理を実施している状態 かつ、当該項目を除く医療区分3又は2の項目に1項目以上の該当する状態	1日毎
13	中心静脈栄養を実施している状態	1日毎
14	人工呼吸器を実施している状態	1日毎
15	ドレーン法・胸腔、腹腔洗浄を実施している状態	1日毎
16	気管切開・気管内挿管、発熱を伴う	1日毎
17	酸素療法を実施している状態(密度の高い治療を要する状態に限る)	1日毎
18	感染症治療の為隔離室での管理を実施している状態	1日毎

## ●医療区分2 (○は期間限り有。☆は固定。他算定期間に限り無)

No.	病名(病状)	期間
②	尿路感染症に対する治療を実施している状態	14
③	傷病等によるリハが必要な状態(30日以内)	30
④	脱水に対する治療を実施している、かつ発熱を伴う状態	7
⑤	消化管等の体内からの出血が反復継続している状態	7
⑥	頻回の嘔吐に対する治療を実施している、かつ発熱を伴う状態	3
⑦	せん妄に対する治療を実施している状態	7
⑧	経鼻胃管・胃瘻等の経腸栄養で、発熱、嘔吐を伴う状態	7
⑨	頻回の血糖検査を実施している状態(日/3回) 〔インスリン製剤又はソマトメジンC製剤の注射を1日1回以上〕	3
19	筋ジストロフィー(指定難病113)	☆
20	多発性硬化症(指定難病013)	☆
21	筋萎縮性側索硬化症(指定難病002)	☆
22	パーキンソン病関連疾患(指定難病006)	☆
23	その他の指定難病等(右記表参照、国701スモンを除く)	☆
24	脊髄損傷(四肢)	☆
25	慢性閉塞性肺疾患(ヒュー・ジョーンズ分類V)	☆
26	人工腎臓・持続緩徐式血液濾過、腹膜灌流又は血漿交換法 を実施している状態	☆
29	悪性腫瘍(要薬剤投与疼痛コントロール)	1日毎
30	肺炎に対する治療を実施している状態	1日毎
31	褥瘡に対する治療を実施している状態 (DESIGN-R分類d2以上に該当する場合若しくは2か所以上)	1日毎
32	抹消循環障害による下肢末端開放創に対する治療を実施している状態	1日毎
33	うつ病に対する治療を実施している状態 (精神保健指定医の処方による薬を投与している場合)	1日毎
34	他者に対する暴行が毎日認められる状態	1日毎
35	1日8回以上の喀痰吸引を実施している状態	1日毎
36	気管切開又は気管内挿管が行われている状態(発熱を伴う状態を除く)	1日毎
37	創傷(手術創、感染創含む)皮膚潰瘍又は下肢若しくは足部の 蜂巣炎・膿等の感染症に対する治療	1日毎
38	酸素療法を実施している状態(密度の高い治療を要する状態を除く)	1日毎
39	医師・看護職員により常時、監視・管理を実施している状態 かつ、当該項目を除く医療区分3又は2の項目に該当しない状態	1日毎

## ●医療区分1 (○は期間限り有。☆は固定。他算定期間に限り無)

上記1~39のいずれにも該当しない場合(今後について要検討)

○以下 『医療区分2の23』に該当する病名

1.指定難病327疾病(詳細は厚生労働省ホームページ参照)

2.特定疾患治療研究事業の対象疾患(以下参照)

国が定める疾患	
疾患番号	疾患名
701	スモン
702	重症急性膵炎
703	難治性の肝炎のうち劇症肝炎
704	プリオン病(ヒト由来乾燥硬膜移植による クロイツフェルト・ヤコブ病に限る。)
54	重症多形滲出性紅斑(急性期)

道が定める疾患①		
疾患番号	疾患名	
821~824	難治性肝炎	肝硬変・ヘパトーム
833	溶血性貧血	遺伝性球形赤血球症 遺伝性楕円赤血球症 不安定ヘモグロビン症 サラセミア G6PD欠乏症 ビルビン酸キナーゼ欠乏症 赤血球破砕症候群 その他の溶血性貧血
820	ステロイドホルモン 産生異常症	副腎性クッシング症候群 ・異所性ACTH症候群 原発性アルドステロン症 多嚢胞性卵巣症候群 精巣機能低下症

道が定める疾患②	
疾患番号	疾患名
801~812	シェーグレン症候群(道)
813	自己免疫性溶血性貧血(道)
834	発作性夜間ヘモグロビン尿症(道)
815	アジソン病(道)
814	先天性副腎皮質酵素欠損症(道)
816~818	自己免疫性肝炎(道)
828	原発性硬化性胆管炎(道)
831	ウィルソン病(道)
832	胆道閉鎖症(道)
825	後縦靭帯骨化症(道)
827	肥大型心筋症(道)
826	特発性間質性肺炎(道)

難病法第5条第1項に規定する指定難病に該当するものを除く。